

# 営農組織による環境保全型農業の取り組み ～新穂地区2組織を事例に～

\*伊藤 貴之・松田 武嗣・伊藤 亮司(新潟大学 農学部)

## 問題意識と課題

佐渡においてはトキ放鳥に向けた動きから、環境保全型農業への関心が高まっており、一部の生産者の中では積極的な取り組みが進んでいる。しかしながら、この農法は慣行農法に比べて手間やコストがより多く必要であることや、新たな販路の確保などの課題もあり、生産者が限定的になるのではないかとという疑問も残る。そこで、個別経営段階での取り組みでは環境保全型農業導入の拡大に限界があるのではないかとという問題意識のもと、特に個の存在ではなく組織として取り組みがされている先進的な事例へスポットを当て、集団的に取り組むことの効果を検証していく。事例として新穂地区の集落営農組織を母体として法人化した2つの農業生産法人をとりあげた。

各法人の環境保全型農業取り組み状況

	総耕地面積	うち環境保全型の作付面積	水田作業の労働力	販売先(価格/60kg)	環境保全型栽培の収支(※2)
A 組織	22ha	6ha (全面減減)	専従1 役員4 (交代制)	農協 (減減プレミアム +1,000円)	±0、もしくは マイナス傾向
B 組織	99ha	10.1ha(※1) (減減8.7、 無無1.4)	専従2	農協 (減減+1,000円 無無25,000円)	マイナス傾向

資料:各法人聞き取り(2005年度)

※1 減減もち米含む。

※2 両法人とも栽培方法別の会計は無い為、この項目はおおよそでの回答をもとに作成。

## 結論

販売については、両法人とも農協に頼っており、独自の販路構築や高付加価値販売は実現していない。労働の増加と収量の減少を補うだけの販売価格実現という意味では、佐渡は離島であるという特徴から、販売は農協に頼らざるを得ないという限界がある。

労働力の確保という点を見ると、組織規模が大きくなった分、若手の専業労働力を確保できる経営的余地が生まれている。事例の両法人では、環境保全型農業に取り組み始めたのと同時期に、集落外から若手の従業員を雇用し、環境保全型の農法を確立するためのきめ細かな作業が可能な体制を構築している。

また、事例であげた両法人ともに、環境保全型農業の収支は必ずしも良好とはいえないようである。A組織ではトキの野生復帰事業の受け皿となることで行政による補助金受け入れにより収支を合わせている面が強い。B組織では、将来を見据えた取り組みとして位置づけ、より長期での収支整合を図っている。また、それぞれ育苗販売、慣行の水稻栽培という他部門での収益で補えるため、環境保全型農業に取り組みする状況にあるのも事実である。

このように、販売面において一定の限界はありつつも、労働力確保あるいは収支の面において組織的な活動は個人のそれに比べて効果的かつある程度の優位性を持つといえる。その結果として、個別経営段階ではなかなか実現が困難な大面積での取り組みが可能となっている。ただし、現状では、補助金等による収支補填や他部門の収益等を前提とする等、経営収支的には多くの課題があり、行政等からの支援策の充実が求められる。